## 米国の輸入規制措置の概要

(令和2年10月29日時点)

米国政府は、輸入アラート(※)において、日本で出荷制限措置がとられている品目について、県単位で輸入停止措置を講じています。

今回、米国政府が公表した最新の輸入アラートを踏まえ、輸入停止対象品目を下記のとおり更新しました(赤字部分)。

※米国食品医薬品局 (FDA) 輸入アラート 99-33

https://www.accessdata.fda.gov/cms\_ia/importalert\_621.html

対象県	輸入停止品目
青森	野生のキノコ類
岩手	タケノコ、原木クリタケ (露地栽培)、原木シイタケ ( <mark>露地栽培)</mark> 、原木ナメコ (露地栽培)、野生のキノコ類、ゼンマイ、野生のコシアブラ、ワラビ、イワナ (養殖を除く)、クマの肉、シカの肉、ヤマドリの肉
宮城	ゼンマイ、タケノコ、野生のコシアブラ、(野生の) タラノメ、原木シイタケ (露地栽培)、野生のキノコ類、ヤマメ (養殖を除く)、ウグイ、イワナ (養殖を除く)、クマの肉、イノシシの肉、シカの肉
山形	クマの肉
福島	原乳、野生のタラノメ、タケノコ、非結球性葉菜類(コマツナ、シュンギク、チンゲンサイ、ミズナ、サニーレタス、ホウレンソウ及びその他の非結球性葉菜類)、結球性葉菜類(キャベツ、ハクサイ、レタス)、アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー)、クリ、野生のフキノトウ、ゼンマイ、野生のコシアブラ、キウィフルーツ、原木シイタケ、原木ナメコ(露地栽培)、野生のキノコ類、クサソテツ、ワラビ、米、カブ、ウメ、フキ、ウワバミソウ、ユズ、ヤマメ(養殖を除く)、ウグイ、ウナギ、イワナ(養殖を除く)、コイ(養殖を除く)、コモンカスベ、クマの肉、牛の肉***、イノシシの肉、ヤマドリの肉、キジの肉、ノウサギの肉、カルガモの肉
茨城	野生のキノコ類、原木シイタケ、タケノコ、野生のコシアブラ、ウナギ、アメリカナマズ(養殖を除く)、イノシシの肉
栃木	野生のタラノメ、タケノコ、野生のサンショウ、野生のゼンマイ、野生のコシアブラ、 野生のワラビ、野生のクサソテツ、原木クリタケ (露地栽培)、原木シイタケ、原木ナ メコ (露地栽培)、野生のキノコ類、イノシシの肉、シカの肉
群馬	野生のキノコ類、ヤマメ (養殖を除く)、イワナ (養殖を除く)、クマの肉、イノシシの肉、ヤマドリの肉、シカの肉
埼玉	野生のキノコ類
千葉	原木シイタケ、コイ、ギンブナ、ウナギ、イノシシの肉
新潟	コシアブラ、クマの肉
山梨	野生のキノコ類
長野	野生のキノコ類、コシアブラ、シカの肉
静岡	野生のキノコ類

※※ FDA 所管の牛肉製品(生肉の場合 3%以下のもの) https://www.fda.gov/media/75233/download#page=25